

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市公共交通利用促進条例

モータリゼーションの進展を背景に、近年、我が国の地方都市の多くにおいて、郊外に立地する大規模小売店舗や公共施設等の増加などにより都市機能が拡散し、自家用車への依存が一層高まっている。そして、公共交通利用者が大きく減少し、市民生活の基盤である公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

今後、更に人口減少、少子・超高齢社会が進行する中で、公共交通が衰退することは、移動手段を持たない交通弱者の急増はもとより、温室効果ガス排出量の増加、中心市街地における商業業務機能の低下や、郊外への人口流出による社会的コストの増大など多くの弊害を招きかねず、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念されるものである。

このような状況に対処するため、本市は、都市機能を集積し、市街地拡大を抑制するコンパクトで持続可能な集約型の都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指しており、その取組の柱として、既存の交通基盤を有効に活用し、人と環境にやさしく、健康増進にも資することとなる、快適で利用しやすい公共交通体系を構築しようとしている。

この交通体系を将来にわたり持続可能なものとするためには、公共交通の利便性向上策の着実な実施と市民一人一人による公共交通の積極的な利用、さらには温暖小雨の気候、平坦な地形などの地域特性により市民に広く利用されている自転車をはじめとする、公共交通と相互に補完し合う他の交通手段との連携を図ることが不可欠である。

ここに、市、市民、事業者及び公共交通事業者が協働して取り組むことにより公共交通の利用を促進し、安全かつ快適で人と環境にやさしい都市交通の形成に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公共交通の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、公共交通事業者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公共交通の利用の促進に関する施策（以下「利用促進施策」という。）の基本的事項を定めることにより、公共交通の利用を総合的に促進し、もって快適で人と環境にやさしい都市交通の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関であって、公共交通事業者が本市の区域内において運行するものをいう。
- (2) 公共交通事業者 次に掲げるものをいう。
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行うものを除く。）を営む者
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業（旅客の運送を行うものに限る。）を営む者
 - ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する一般旅客定期航路事業（高松港と男木港との間を運航するものに限る。）を営む者
- (3) 市民 高松市自治基本条例（平成21年高松市条例第51号）第2条第1号に規定する市民をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 協働 高松市自治基本条例第2条第6号に規定する協働をいう。

（基本理念）

第3条 公共交通の利用の促進は、誰もが安全に安心して移動できる公共交通体系を構築することを基本として行われなければならない。

2 公共交通の利用の促進は、公共交通の利便性の向上を通じて交通の円滑化及び効率化を図り、もって高松のまちの魅力を高め、にぎわいの創出に資することを旨として行われなければならない。

3 公共交通の利用の促進は、公共交通が環境への負荷の少ない交通手段であることに鑑み、環境への負荷の少ない社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共交通の維持・改善を可能とするまちづくりの推進及び公共交通事業者との協働による公共交通の利便性の向上を図るとともに、利用促進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、利用促進施策の策定及び実施に当たっては、公共交通事業者、市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるものとする。

（公共交通事業者の責務）

第5条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、事業の効率化に努めるとともに、他の公共交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性を高めるよう努めなければならない。

2 公共交通事業者は、利用促進施策を市、市民及び事業者と協働して推進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、公共交通の利用促進への理解と関心を深めるとともに、過度の自家用車の利用を控え、公共交通を積極的に利用するよう努めなければならない。

2 市民は、利用促進施策を市、事業者及び公共交通事業者と協働して推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う移動、従業員の通勤等における公共交通の利用を推進するとともに、従業員に対し公共交通の利用に関する意識啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、利用促進施策を市、市民及び公共交通事業者と協働して推進するよう努めなければならない。

(基本方針)

第8条 市は、市民、事業者及び公共交通事業者との協働により、次に掲げる基本方針に基づき、利用促進施策を推進しなければならない。

(1) 公共交通の利便性の向上及び積極的な利用の促進

(2) 地域の特性に応じた公共交通間及び公共交通と公共交通以外の交通手段との間における効率的な機能分担及び連携

(3) 公共交通優先の交通体系へ転換するための交通環境の整備

(4) ユニバーサルデザイン（年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、できる限り多くの人が利用することができるよう製品、環境等を計画し、設計することをいう。）に配慮した公共交通に関する施設等の整備

(5) 教育、啓発等を通じた公共交通に関する意識の醸成

(公共交通利用促進計画)

第9条 市長は、利用促進施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通の利用の促進に関する計画（以下「公共交通利用促進計画」という。）を策定しなければならない。

2 公共交通利用促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 公共交通の利用の促進に関する目標

(2) 公共交通の利用の促進に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 公共交通と公共交通以外の交通手段との連携に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、利用促進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、公共交通利用促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市総合都市交通計画推進協議会条例（平成24年高松市条例第3号）に定める高松市総合都市交通計画推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、公共交通利用促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、公共交通利用促進計画の変更について準用する。

（財政上の措置等）

第10条 市は、公共交通の利用の促進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、公共交通の利用の促進のため必要があると認めるときは、公共交通事業者及び公共交通事業者が構成する団体に対し助言を行うとともに、国、県その他関係機関に対し必要な要請又は提案を行うものとする。

（利用実態及び意向の把握）

第11条 市及び公共交通事業者は、公共交通の利用実態及び利用者の意向の把握に努めるものとする。

（実施状況等の公表）

第12条 市長は、毎年度、公共交通利用促進計画で定めた目標の達成状況、利用促進施策の実施状況等を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められている高松市総合都市交通計画（公共交通及び自転車を活用したまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために市長が定めた計画をいう。）のうち第9条第2項各号に掲げる事項に該当する部分は、この条例の施行の日以後新たに公共交通利用促進計画が策定されるまでの間は、公共交通利用促進計画とみなす。

（高松市総合都市交通計画推進協議会条例の一部改正）

3 高松市総合都市交通計画推進協議会条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)